コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　BIKEN TECHNO CORPORATION

最終更新日：2018年7月4日
株式会社ビケンテクノ
代表取締役社長　梶山龍誠
問合せ先：06-6380-2141
証券コード：9791
https://www.bikentechno.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社では、「お客様第一主義」の経営理念のもと、お客様や株主、地域社会など多くのステークホルダーのご期待・ご信頼に応えるべく、収益力の強化や業容拡大のために、企業競争力の強化に努めております。また、経営判断の迅速化を目的とした執行役員制度の導入や、企業経営の透明性を高めるために、社外取締役1名、社外監査役4名を選任しております。社外監査役は社外取締役とともに取締役会及び執行役員会に出席し、経営に対する監視機能の強化に注力してまいりました。今後とも、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要項目の一つと位置付け、IR活動を積極的に推進するとともに、取締役会・執行役員会の活性化、監査体制の強化、経営の効率化、コンプライアンス体制の整備強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4．株主総会における議決権行使】
【補充原則3－1－2．情報開示の充実】
2018年3月末の外国人株主数比率及び株式数比率は3％未満であり、海外投資家の比率は低いといえます。そのようなことから、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知(要約)等の英文での提供は業務効率面も踏まえて実施しておりません。外国人株主数比率あるいは株式数比率が10％を超えた段階で検討することとします。

【補充原則4－1－2．取締役会の役割・責務（1）】
当社は具体的な中期経営計画を定めておりませんが、長期ビジョンに基づいて株主をはじめとするステークホルダーとの共有意識を醸成できるよう努めております。毎期初には当該期の目標額を開示しており、その実現に向けて社員一丸となって取り組んでおります。目標額との一定の乖離が生じた際には、必要な開示を実施します。当該期の業績が未達に終わった場合にはその分析を以降の計画に反映してまいります。将来的に強化していく業務についても開示してまいります。具体的な中期経営計画策定の必要性については今後検討してまいります。

【補充原則4－2－1．取締役会の役割・責務（2）】
毎年定時株主総会後の取締役会において、経営陣全体の報酬については弊社の業績や経営内容、経営環境、経済情勢等を総合的に考慮した上で決定し、個々の経営陣の報酬については担当事業の業績、将来に向けての行動、人的資質等を勘案して決定しております。しかしその報酬算定の内訳において、中長期的な業績と連動する報酬の割合の設定や、現金報酬と自社株報酬との割合の設定までには至っておりません。将来に向けての行動等も報酬決定に際しての勘案事項としていることから、割合設定までするかどうかは今後の検討事項といたします。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名、社外監査役4名が在籍しており、内、社外取締役1名、社外監査役1名を独立社外役員に指定しております。独立社外取締役は1名ではありますが、独自の外的な視野から、取締役、監査役、経営陣等と、取締役会を含む多くの機会に率直・活発で建設的な意見具申・意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、社外監査役4名もほぼ全ての取締役会に出席し質疑・意見具申等を行っており、独立社外取締役1名と併せて経営の監視等を行っております。よって、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えておりますが、今後当社を取り巻く環境の変化により社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4－10－1．任意の仕組みの活用】
当社は独立社外取締役は1名ではありますが、社外監査役が4名在籍しており、独自の外的な視野から、取締役、監査役、経営陣等と、取締役会を含む多くの機会に率直・活発で建設的な意見具申・意見交換を行っております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬の検討にあたっては、独立社外取締役の関与・助言を得ていませんが、今後、独立社外取締役の関与・助言の在り方について検討してまいります。

【補充原則4－11－3．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数であり、営業、技術、財務・会計、総務・人事・法務等について高い倫理観、専門的能力・知見を有する取締役で構成されております。議案の内容を検討するにあたり、必要な資料・情報が取締役に提供されております。また、議案により毎週開催する執行役員会に取締役が出席し事前検討を行うことや、取締役会前に資料・情報提供を行う等により、十分な事前検討を行っております。なお、上記結果の開示については、今後の課題として検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
（1）政策保有に関する方針
当社は、企業価値を向上させるため中長期的な視野に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、政策的に必要な株式を保有する方針であります。また、取締役会において主要な政策保有株式について株価動向を含めた状況の説明を行っております。
（2）議決権行使基準
当社は、政策保有株式に係る議決権行使においては、当該企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかについて、発行会社の状況や取引関係等を踏まえた上で総合的に判断することにしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】

当社は、取締役や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないよう取締役会にて定めたコンプライアンス・マニュアルにて、利益相反行為等の禁止等の遵守事項を定めております。
利益相反取引・競業取引については取締役会の付議事項・報告事項としております。また、関連当事者間の取引の有無について取締役全員に対して事後的かつ継続的にチェックできるよう、四半期末毎に「関連当事者取引確認書」の提出を義務付けさせ、漏れがないように万全を期しております。全取締役から提出された関連当事者取引確認書は、纏めて取締役会にて報告を行ないます。

【原則３－１．情報開示の充実】
⑴ 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、「お客様第一主義」の経営理念のもと、お客様や株主、地域社会など多くのステークホルダーのご期待・ご信頼に応えるべく、収益力の強化や業容拡大のために、企業競争力の強化に努めております。この経営理念に基づき、経営戦略、経営計画を毎期見直し・立案しており、ＩＲ会社説明会で説明し、その概要をホームページにリリースしてまいります。
⑵ 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しております。
⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「2.1.取締役報酬関係」および同「2.2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載しております。
⑷ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
本報告書「2.2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載しております。
⑸ 取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社は、業務執行取締役である経営陣幹部を含む取締役・監査役の各候補者および経歴等について、株主総会招集通知に記載し開示しております。

【補充原則４－１－１．取締役会の役割・責務⑴】
当社は、取締役会規程および取締役会規程実施要領を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するか明確化するとともに、その他については、経営陣に委任しております。経営陣は、取引・業務の規模や重要度等に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名、社外監査役4名が在籍しており、内、社外取締役1名、社外監査役1名を独立社外役員に指定しております。独立社外取締役は1名ではありますが、独自の外的な視野から、取締役、監査役、経営陣等と、取締役会を含む多くの機会に率直・活発で建設的な意見具申・意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、社外監査役4名もほぼ全ての取締役会に出席し質疑・意見具申等を行っており、独立社外取締役1名と併せて経営の監視等を行っております。よって、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えておりますが、今後当社を取り巻く環境の変化により社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
本報告書「２．１　独立役員関係」に記載しております。

【補充原則４－１１－１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、ビルメンテナンス事業、不動産事業、介護事業、フランチャイズ事業等の幅広い業務を展開していることから、これらの事業活動について適切かつ迅速な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、営業、技術、財務・会計、総務・人事・法務等について高い倫理観、専門的能力・知見を有する取締役を選任しております。また、公認会計士事務所所長として財務・会計に関する豊富な知見を有する社外取締役1名を選任しており、社外監査役4名と共に外部視野の見地から経営の監視等を行っております。取締役は定款で１８名以内と定めており、現在の取締役の人数は8名となっております。

【補充原則４－１１－２．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
社外取締役を含む取締役8名全員は当社以外の上場会社の役員を兼務しておりません。また、社外監査役4名全員も当社以外の上場会社の役員を兼務しておりません。

【補充原則４－１１－３．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数であり、営業、技術、財務・会計、総務・人事・法務等について高い倫理観、専門的能力・知見を有する取締役で構成されております。議案の内容を検討するにあたり、必要な資料・情報が取締役に提供されております。また、議案により毎週開催する執行役員会に取締役が出席し事前検討を行うことや、取締役会前に資料・情報提供を行う等により、十分な事前検討を行っております。なお、上記結果の開示については、今後の課題として検討してまいります。

【補充原則４－１４－２．取締役・監査役のトレーニング】
当社の取締役・監査役については、営業、技術、財務・会計、総務・人事・法務等について高い倫理観、専門的能力・知見を有する者を選任しておりますが、就任に際し、お客様第一主義の経営理念のもと、当社の主要業務・主要現場の視察等を行うとともに、必要に応じた研修を実施しております。また、適宜、社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役・監査役として必要な知識の拡充等に努めております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりであります。
1）株主との対話は取締役経営企画室長を担当役員とし、毎期各2回のIR会社説明会を大阪・東京で開催する等の取り組みを行っております。個別面談については、施設等の見学を含め積極的な対応を心掛けております。
2）株主との対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向けて開示資料の作成・検証や必要な情報の共有等、積極的な連携を行っています。
3）株主との対話で得た意見等は、必要に応じて会議体での報告やレポートの配布等により、取締役・経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を図っております。
4）株主との対話に際しては、コンプライアンス基本規程・コンプライアンスマニュアルに基づき、未公開の重要情報を特定の者に選別的に開示いたしません。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社東洋商事	2,141,616	27.74
ビケンテクノ取引先持株会	620,400	8.03
公益財団法人梶山高志・ビケンテクノ奨学財団	538,000	6.97
ビケンテクノ社員持株会	253,527	3.28
梶山龍誠	230,840	2.99
梶山孝清	227,740	2.95
アース環境サービス株式会社	150,000	1.94
岡田洋祐	100,000	1.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	97,900	1.26
MSCO CUSTOMER SECURITIES	83,700	1.08

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記 [大株主の状況] は、平成30年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社等や上場子会社並びに支配株主を有していないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浜本有仁	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜本有仁	○	社外取締役浜本有仁氏は、過去において当社の会計監査人である新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）に在籍しておりましたが、平成17年３月をもって同社を退職しており、特別な利害関係はありません。また、同氏が他の会社等の役員もしくは使用人である、又は役員もしくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないことから、同氏は独立性を有すると判断しております。	社外取締役の浜本有仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士事務所の所長として、長年の経験に基づき、財務・会計に関する豊富な知見を有しており、人格・見識に秀でているため、社外取締役に選任しております。 また、同氏が他の会社等の役員もしくは使用人である、又は役員もしくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないことから、同氏は独立性を有すると判断しております。従って、経営陣から独立した立場から独立役員として職務を十分に果たすことが可能であると判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人ならびに監査室は、適正な監査を実施できるように適宜情報交換や意見交換を行い連携を図っており、職務執行を充分に監視できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中川　隆	他の会社の出身者							△						
浜島恭一	他の会社の出身者													
高木快雄	公認会計士													
渡邊憲一	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

中川　隆	○	社外監査役の中川隆氏は、過去において当社の主要借入先である株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）に在籍しておりましたが、平成14年5月をもって同社を退職しております。当社は同社の親会社株式552株を、同社は当社の株式80,000株をそれぞれ保有しておりますが、これ以外に当社と同社並びに同社の親会社等との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が無いことから、同氏は独立性を有すると判断しております。	社外監査役の中川隆氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的かつ中立な立場から経営の健全性・適正性のために必要な監督機能を期待できることから社外監査役に選任しております。 また、過去において当社の主要借入先である株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）に在籍しておりましたが、平成14年5月をもって同社を退職しております。当社は同社親会社株式552株を、同社は当社の株式80,000株をそれぞれ保有しておりますが、これ以外に当社と同社並びに同社の親会社等との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が無いことから、同氏は独立性を有すると判断しております。従って、経営陣から独立した立場から独立役員として職務を十分に果たすことが可能であると判断し、独立役員に指定いたしました。
浜島恭一		―――	社外監査役の浜島恭一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、会計検査院における長年の経験と財務・会計に関する豊富な知見を有しており、その人格・見識において、監査役の職責を全うすることが期待できると判断し、社外監査役に選任しております。
高木快雄		―――	社外監査役の高木快雄氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関しての専門的立場から経営の監視機能の充実が図れるものと考え、社外監査役に選任しております。
渡邊憲一		―――	社外監査役の渡邊憲一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、企業経営を監視するに充分な見識を有しておられると考え、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役1名及び社外監査役1名を独立役員に指定しています。独立役員の選定にあたっては、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、取締役会において率直・活発で建設的な検討・意見具申が期待できる人物を選定しており、今後変更等がある場合も同主旨にて選任を行います。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

上記の施策等につきましては、今後の検討課題であり、現時点におきましては実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役に対し支払った報酬の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第44回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議しております。なお、取締役個別の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、監査室、会計監査人、内部統制部門と必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め、業務執行を十分に監視できる体制を整えております。また、社外取締役及び社外監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、補助者を配置し、補助者が他部署の使用人を兼務する場合には、補助者としての業務を優先して従事することとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．企業統治の体制の概要
当社では、企業統治において監査役会設置会社を採用しております。また、執行役員制度を導入しており、取締役会による戦略決定及び業務監査機能と執行役員を含めた執行役員会による業務執行機能の分離を明確にしております。このことにより、経営環境の変化への対応を迅速に行える体制となっております。
企業統治に関して当社が任意に設置する委員会その他これに類するものの概要は、次のとおりであります。
1）取締役会
原則として毎月1回開催しており、役員の指名及び報酬等を含む重要事項は全て付議され意思決定されるとともに、業績の進捗についても討議・対策検討がなされております。また、業務執行取締役に対する監督機能としての役割も果たしております。社外取締役1名は取締役会に出席し、上記の監督機能の役割を果たしております。
2）執行役員会
取締役、常勤監査役及び執行役員において構成されており、原則として毎週開催されております。取締役会の決議した方針に基づき業務全般にわたる重要事項を審議するとともに、業務担当役員より業務執行に係る報告を受け、迅速な意思決定と情報の共有を図っております。
3）監査役会
当社は監査役会設置会社として、4名の監査役による監査体制を整えており、経営の監督機能の充実を図っております。監査役は全員社外監査役であり、透明性を高めることに努めております。
4）執行役員
執行役員は、自己の担当する業務はもとより全社的立場に立って業務執行にあたるとともに、業績の向上・株主の利益確保等のために部下を統率・指導して、所期の業績を挙げることに努めております。
2．責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
3．内部監査及び監査役監査の状況
当社の内部監査は、社長直轄部署として監査室（3名）が内部監査計画に基づき業務監査を実施しております。
当社の監査役監査は、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名により実施しております。各監査役は、監査役会が策定した監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会に出席するほか、定期的に開催される執行役員会等の重要な会議に出席し、経営監視の機能を果たしております。
なお、監査役高木快雄は、公認会計士の資格を有しております。監査役渡邊憲一は、税理士の資格を有しております。
4．会計監査等の状況
会計監査はEY新日本有限責任監査法人に依頼しております。会計監査人と監査役は、適正な監査が実施できるように適宜情報交換や意見交換を行い連携を図っております。法律問題につきましては第一法律事務所と顧問契約を締結しており一般法務関係のアドバイスを受けております。また、内容によっては適宜専門の法律事務所に相談をして対処しております。
5．社外取締役及び社外監査役との関係
当社の社外取締役は1名、社外監査役は4名であります。
社外取締役浜本有仁は、過去において当社の会計監査人である新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）に在籍しておりましたが、平成17年3月をもって同社を退職しており、特別な利害関係はありません。また、同氏が他の会社等の役員もしくは使用人である、又は役員もしくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役中川　隆は、当社株式1,700株を保有しております。また、同氏は過去において当社の主要借入先である株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）に在籍しておりましたが、平成14年5月をもって同社を退職しております。当社は同社の親会社株式552株を、同社は当社の株式80,000株をそれぞれ保有しておりますが、これ以外に当社と同社並びに同社の親会社等との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が無いことから、同氏は独立性を有すると判断しております。
社外監査役高木快雄は、当社株式4,100株を保有しております。
また、中川　隆以外の社外監査役が他の会社等の役員もしくは使用人である、又は役員もしくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
6.指名、報酬決定等
経営陣幹部選任、取締役候補指名については、高い倫理観、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および各部門の業務をカバーできるバランス等を勘案し、適材適所の観点より総合的に検討しております。選任・指名の手続は、代表取締役、人事担当役員および関連する役員が内容を検討し、取締役会に提議して決議しております。取締役の報酬は、平成19年6月27日開催の第44回定時株主総会において年額400百万円以内と定めた報酬限度額の範囲内で、定時株主総会後の取締役会で各取締役の各報酬額を決議することとしております。経営陣幹部の報酬については、当社業績及び企業価値向上への貢献度等を考慮し、代表取締役、人事担当役員および関連する役員が決定することとしており、必要に応じて取締役会にて報告を行うこととしております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は現場を重視した経営を行っております。そのため、適切な経営判断をするには当社の現場を熟知している経営陣によるべきものと考えております。
また、当社は企業経営の透明性を高め、監督機能を果たすために、社外取締役及び社外監査役を選任しております。
社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。
コーポレート･ガバナンスにおいて、経営の意思決定機能と業務執行取締役や執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、社外取締役及び社外監査役による外部からの経営監視が十分に機能する体制を整えています。
また、社外取締役及び社外監査役は、監査室、会計監査人、内部統制部門と必要に応じ随時情報交換や意見交換を行い、相互の連携を高め職務遂行を十分に監視できる体制を整えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会では、株主が理解しやすいようにパワーポイントを使ってビジュアル化した画像を活用し、議長が具体的かつ詳細に説明を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	大阪と東京において、年2回（第2四半期決算、本決算）説明会を開催しております。また、適宜、アナリスト・機関投資家等への個別IRに対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び決算短信以外の適時開示資料を掲載すると共に、タイムリーにニュースリリース等を出して、新事業への取り組み等を公表しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。また、取締役経営企画室長をIR担当役員に任命しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様第一主義を経営理念に掲げた会社の基本方針マニュアル、コンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会、ＢＣＰマニュアル等の各種マニュアル、内部通報システム等により、ステークホルダーの立場に立った社内体制を構築しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	再生可能エネルギーとしての太陽光発電事業の展開、ＩＳＯ１４００１およびＩＳＯ５００００１の認証取得を通しての省エネ・環境管理への取り組み、快適な空間作りに資する除菌・消臭水を通しての環境事業の展開等により、環境保全に取り組んでおります。また、津波・洪水避難ビルへの本社社屋指定や地域献血活動への取り組み等を通して、積極的なＣＳＲ活動を進めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システム構築に関する基本方針は以下のとおりです。
1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
当社グループのコンプライアンス委員会を設置し、法令・定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングする。また、監査室によるグループ監査と監査役のグループ監査を充実させ、不祥事の早期発見に努める。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理を行う。
3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）当社グループのリスク管理に係る諸規程を整備、制定する。
2）監査室の監査を補完する組織として当社グループの社内監査組織を整備し強化する。
3）当社グループの主要会議において異常事項の報告を義務付けることにより、当社グループに重大な影響を与える事態の発生防止に努めるとともに、万一不測の事態が発生した場合は、当社社長が当社グループ全社に示達し、速やかに対応責任者を定める。
4．当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）当社グループでは、取締役会において取締役会規程に基づき、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
2）当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、当社及び子会社の組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について整備、制定する。
3）当社及び子会社の取締役会において決定した当社グループ全社及び各部門の業務執行の年度計画に基づき、月次、四半期毎の業務管理を行う。
4）取締役、常勤監査役及び執行役員により毎週執行役員会を開催し、取締役会の決議した方針に基づき業務全般にわたる重要事項を審議するとともに、業務担当役員より業務執行に係る報告を受け、迅速な意思決定と情報の共有化を図る。執行役員会へは必要に応じ、子会社の取締役も参加し、子会社の業務全般にわたる重要事項を審議するとともに、子会社の業務担当役員より業務執行に係る報告を受け、迅速な意思決定と情報の共有化を図る。
5．当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、グループコンプライアンス基本規程を定める。
2）当社グループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員を置き、当社グループのコンプライアンスについての社内啓蒙体制の充実を図る。
3）当社及び子会社の取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社及び子会社の監査役に報告する。
4）監査室は、各部門に対し「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性等のグループ監査を実施し、その結果を社長に報告する。
法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についてのグループ社内報告体制としてグループ社内通報システムを整備、制定する。
6．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役等は職務の執行に係る事項を随時、当社社長に報告するとともに、当社の執行役員会にて月1回子会社取締役の職務の遂行を含む活動状況・業績進捗の報告等を行う。
7．その他、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
1）グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の行動指針書を基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
2）取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
3）子会社経営については、自主的な経営を尊重しつつ、重要案件については当社の取締役会または執行役員会において事前協議を行う。また、業績や業務内容の定期的な報告も行う。
8．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求めのあった場合、監査役補助者を配置する。
9．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役補助者の評価、異動等においては監査役の意見を尊重した上で行うものとし、独立性を確保する体制を整える。
2）監査役補助者が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
10．当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して法定の事項に加え次の事項は発見しだい直ちに監査役に報告する。
1）当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
2）当社グループの業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財産上の問題
3）監査役から業務に関して報告を求められた事項
11．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス規程に基づき、監査役への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備している。
12．監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。
13．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役は、取締役会ほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対しその説明を求めることとする。
2）各部門長及び担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体制を整える。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、暴力団等の反社会的活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、必要に応じて警察・顧問弁護士などの外部の専門機関と連携を取り体制の強化を図ることとする。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

1．適時開示に関する基本的な考え方
当社は、上場会社としての社会的責任である経営の適法性、公平性の確保や透明性を向上し、株主利益の最大化を目指すには会社情報の適時開示はきわめて重要であると認識しております。そのために、情報管理体制の構築と強化に努め、迅速かつ適正な情報開示の充実に注力しております。

2．会社情報の適時開示に係る社内体制
当社は、重要な事実が発生もしくは発生が見込まれる場合は、速やかに代表取締役および社長室へ報告がなされる体制ができております。これは、当社グループの基本方針マニュアルに制定されており、関係会社も含めて周知徹底がなされております。
当該情報については、毎月開催される取締役会や必要に応じて開催される臨時取締役会、毎週開催される執行役員会において、付議、報告されます。
執行役員会は、取締役、常勤監査役および執行役員において構成されており、迅速な経営判断ならびに業務執行において、取締役会の補完的機能を果たしております。
また、当社は、監査役会設置会社として監査役4 名（全員社外監査役）を選任するとともに、社外取締役1名を選任し、取締役会等の重要な会議に参加し、監視機能の強化を図っております。
内部統制監査についても監査室において監査役との連携による厳正な内部監査に取り組んでおります。
さらに、財務経理分野は会計監査人より適宜助言を受け、法律案件は顧問法律事務所に業務の適法性と妥当性の助言を受けております。

3．適時開示の方法
取締役会等にて重要事実の報告や決定がなされた場合、情報取扱責任者と経営企画室が協議の上、適時開示項目に該当するか否かの判定を行っております。
適時開示項目に該当する場合、適時･適切に近畿財務局や証券取引所への通知および記者発表等による公表を行っております。
また、公表した発表資料を当社のホームページに掲載するほか、会社説明会の開催等による積極的なディスクロージャーに努めております。

[コーポレート・ガバナンス体制　模式図]

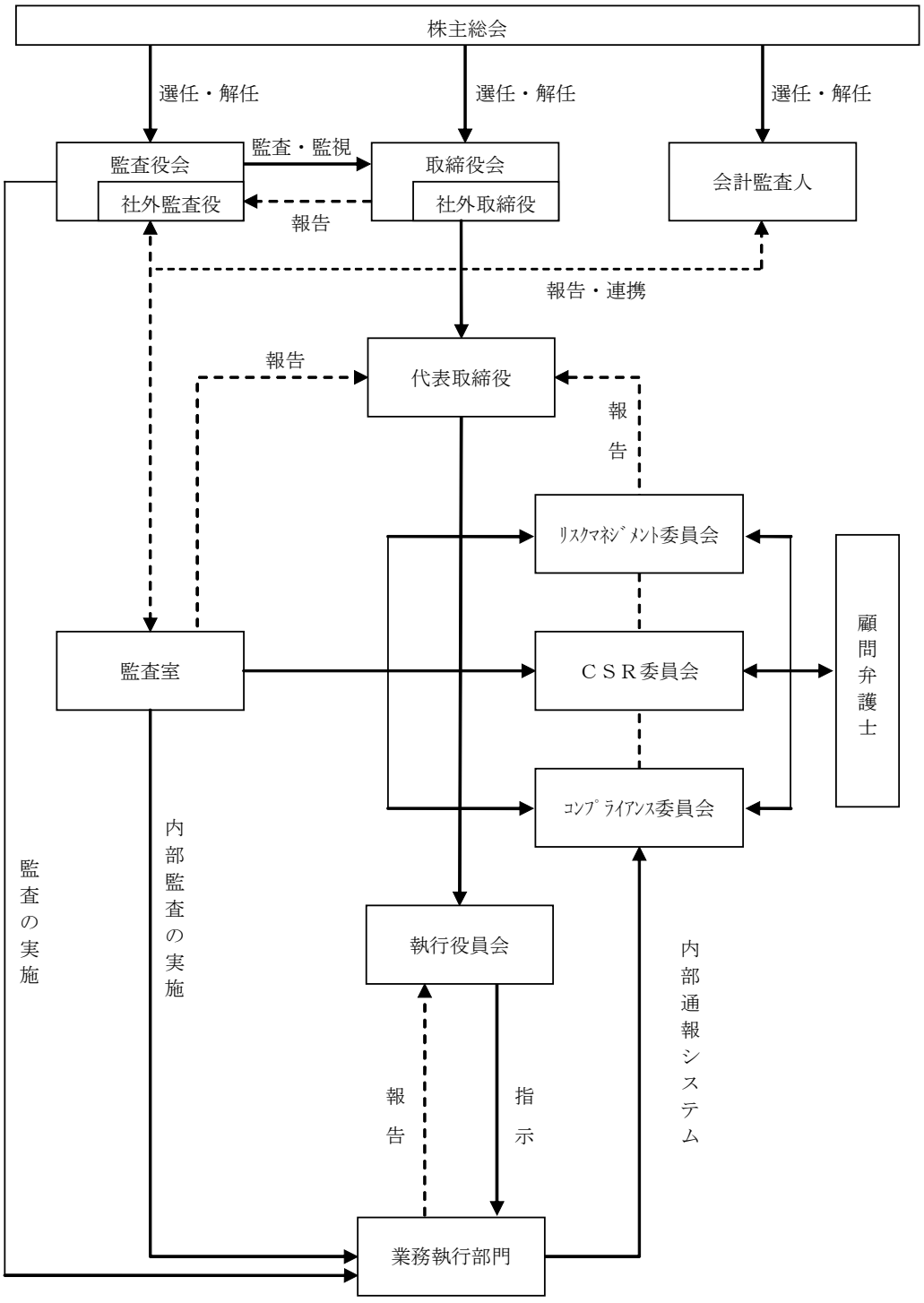

［ 適時開示体制　模式図 ］

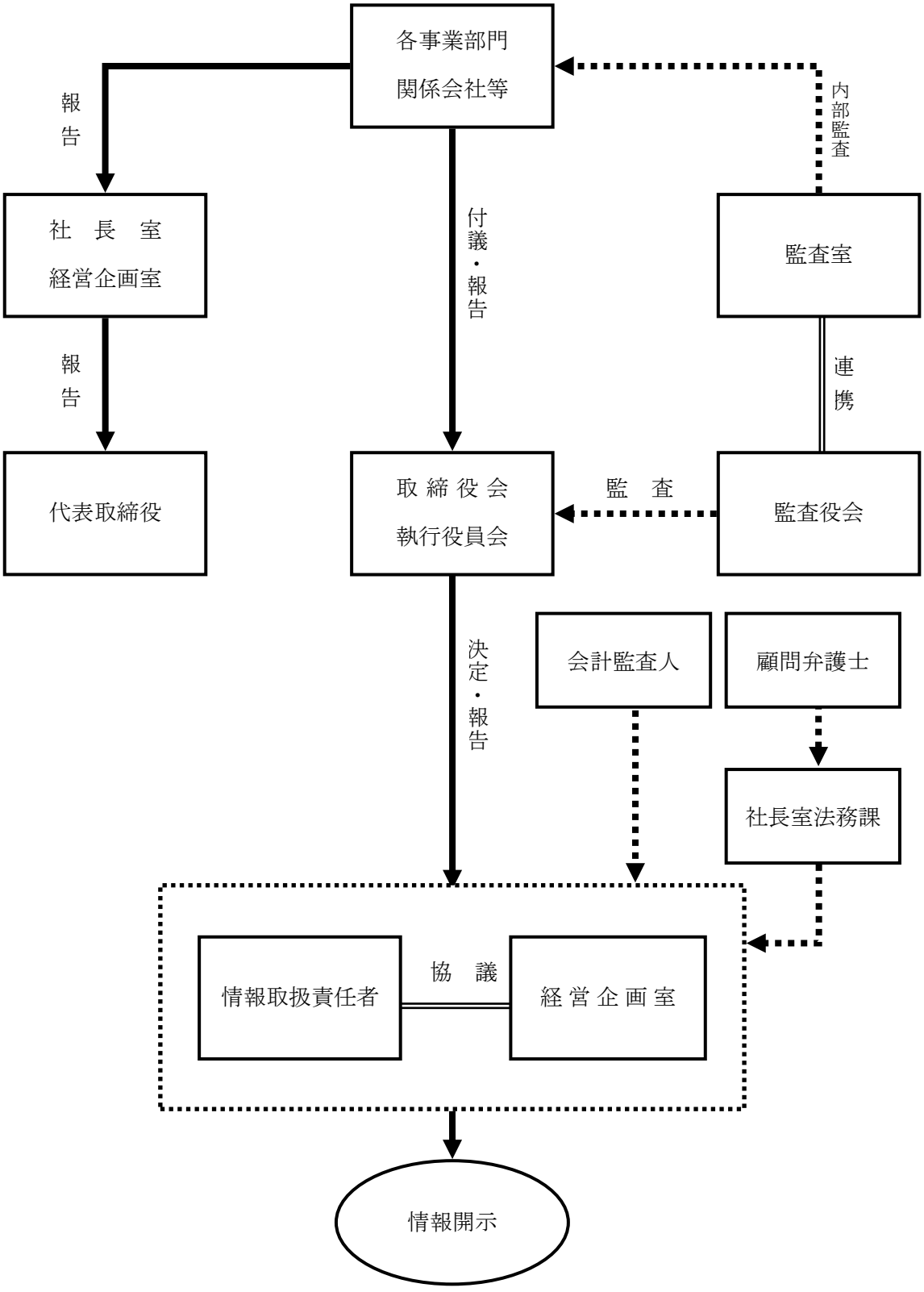
各事業部門
関係会社等
報告
内部監査
社　長　室
経営企画室
付議・報告
監査室
報告
連携
代表取締役
取 締 役 会
執行役員会
監　査
監査役会
決定・報告
会計監査人
顧問弁護士
社長室法務課
情報取扱責任者
協　議
経 営 企 画 室
情報開示